

最近のトピックス

いりどりREPORT No.16では、2026年度以降の年金制度改正事項についてご案内いたします。
2025年6月の年金制度改正は、高齢期における生活の安定やライフスタイル等の多様化への対応を大きな目的としています。

年金コラム

2026年度以降の年金制度改正事項

厚生年金保険等の標準報酬月額の上限引き上げ

現在、保険料と給付の算定の基礎となる標準報酬月額については65万円が上限となっており、65万円を大きく超える収入がある場合でも、65万円に基づいて保険料・給付が算定されます。

昨今の賃上げの継続が見込まれる社会状況の中、標準報酬月額の上限を引き上げ、高所得者の負担能力に応じた負担と給付を行います。これにより、厚生年金制度の財政が改善し、低年金者を含む全体の給付水準が底上げされます。

本改正により
基金の標準給与の上限
も引き上げられます。

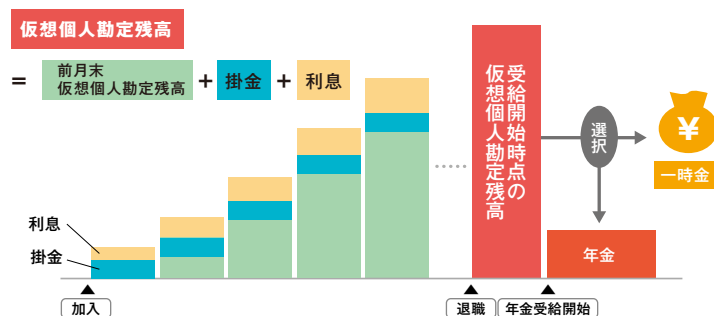


年度	上限額
現在	65万円
2027年9月	68万円
2028年9月	71万円
2029年9月	75万円

DBミニコラム

キャッシュバランスプラン

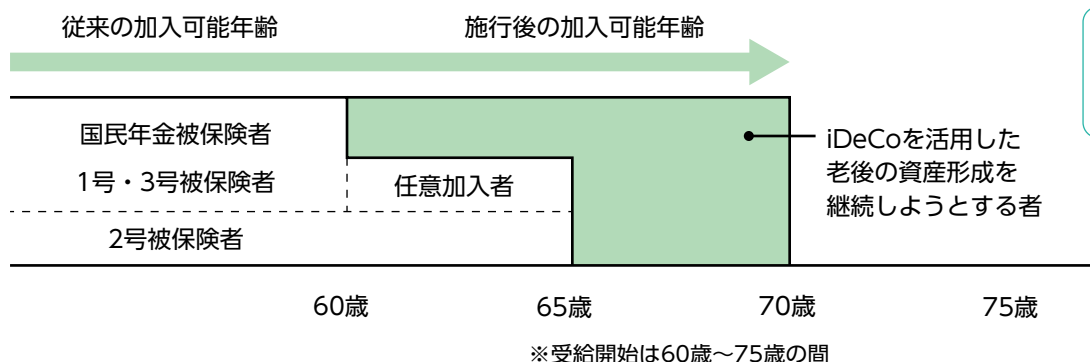
- 基金に加入すると、毎月事業所さまが拠出する掛金とその利息の合計額が積み立てられていきます。
- 当基金では厚生年金保険等の標準報酬月額を掛金の基礎となる標準給与としています。



iDeCoの加入可能年齢の上限引き上げ

従来の制度では、iDeCoに加入できるのは老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない、国民年金被保険者に限られており、働き方などにより加入できる上限年齢に差が生じています。

これを、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成をしようとする者で、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者にiDeCoの加入・継続拠出を可能とします。(公布から3年以内の政令で定める日に施行)



iDeCoで
老後の資産形成が
しやすくなります！

